



## ～公正証書遺言のつくりかた～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー  
村尾 法生



普通方式の遺言には、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3種類がありますが、公正証書遺言は、公証人が作成するため方式不備で無効になってしまったり、原本が公証人役場に保管されるため偽造・変造のおそれなく、家庭裁判所の検認が不要なので、遺言者の死亡後直ちに遺言の内容を実現することができます。また「目が見えない」「耳が聞こえない」「字を書くことができない」「話すことができない」という人でも、手話通訳人の通訳や自書によって遺言の内容を公証人に述べて行うことができます。

### <公正証書作成の手順>

|      |               |   |
|------|---------------|---|
| 事前準備 | 1. 遺言書の案文をつくる | どのような内容の遺言にするかメモに整理し、案文をつくる。  |
|      | 2. 証人2人を決める   | 信頼できる人(2人以上)に依頼する。  |
|      | 3. 公証人に依頼・打合せ | 必要書類を持参して公証人役場に行き依頼する。<br>公証人と内容を確認・検討し、作成する遺言内容を決めていく。<br>なお、遺言者本人でなくても代理人や使者でも可能。<br><b>&lt;用意するもの&gt;</b><br>遺言書の案文、遺言者の印鑑証明、戸籍謄本、証人2人の住民票、土地建物の登記事項証明書、固定資産評価証明、預金通帳のコピー、その他公証人から指示されたもの。 |
| 当日   | 4. 遺言公正証書の作成  | 公証人が公正証書の形式にて遺言を作成。<br>指定された日に、遺言者と、証人2人が公証人役場に行く。<br>(病気等のため公証役場に行けない場合は、自宅や病院へ出張してもらうことも可能。)<br><b>&lt;用意するもの&gt;</b><br>遺言書の実印、証人2人の認印、現金(公証人手数料)  |
|      | 5. 遺言公正証書の完成  | 遺言書は公証人があらかじめ作成準備しているので、当日は、公証人が遺言の内容を確認し、遺言者と証人が署名押印をすれば、公正証書が完成します。遺言公正証書の原本は公証人役場に保存され、遺言者には、通常正本と謄本各1通が交付される。   |

準備段階で公証役場と何度も連絡を取りながら遺言書の文案を作成する必要があります。遺言者が自分で公証役場と話をすると専門用語で戸惑う方も多く、また公証人がどのような遺言書を書いた方が良いのか具体的にアドバイスをくれるわけではありませんので、公正証書遺言作成の場合には、専門家に相談・依頼されることをお勧めいたします。

#### (専門家依頼のメリット)

- ① 遺言の内容の相談ができる。
- ② 必要書類を収集してもらえる。
- ③ 遺言の原案を作成してもらえる。
- ④ 証人を依頼できる。
- ⑤ 公証人との打合わせを依頼できる。
- ⑥ 守秘義務があるため安心。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)  
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号  
TEL: 075-708-5591 FAX: 075-708-5592 E-mail: murao-kimio@tkcnf.or.jp